

(別紙 4)

第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

(平成 25 年 3 月 12 日)

今回、私たちしいのみ園が受診しました、長野県第三者評価制では、長野県介護福祉士会により調査をしていただきました。長野県介護福祉士会の調査員各氏は、福祉現場及び、調査業務に精通しながらも、それに驕ることのない丁寧な聞き取りをしていただき、利用者・職員ともに気持ちよく受診ができました。

私たちは、このことがとても重要であると考えてすます。それというのも、調査員の姿勢如何で、回答が真実と乖離する可能性があるからです。このことからしても、今回の第三者評価の受診は大変意味のあるものとなりました。

さて、今回の評価事業では私たちは「手順書」の文章化と中長期計画の策定に特にご指導をいただきました。

この結果を真摯に受け止め、来年度の事業計画にも早速組み入れていきます。

平成 25 年 3 月 12 日

社会福祉法人上田しいのみ会

上田しいのみ園

園長 角田 信治

※ 公表を同意した場合は、評価機関に、電磁的に作成し電磁的に保存した媒体及び当該媒体を出力した書面（署名及び捺印をすること）を提出すること。

※ 評価金貨は、福祉サービス事業者から提出のあった当該書面を県へ提出すること。